

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第360号)

平成17年2月18日

横情審答申第360号

平成17年2月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年11月25日教教人第900号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験の特別選考においての自己の解答用紙及び面接等評価した用紙（それに類するもの）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験の特別選考 においての自己の解答用紙及び面接等評価した用紙（それに類するもの）」を個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成13年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験の特別選考 においての自己の解答用紙及び面接等評価した用紙（それに類するもの）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成15年8月26日付で行った個人情報非開示決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は保有していないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

平成13年度に実施した横浜市公立学校教員採用候補者選考試験に関する合格者決定や採用内定等の文書については、平成13年度行政文書分類表（課等別）で5年の保存期間を定めているが、採用試験に関するその他の軽易な文書については、運用上、最終結果発表（平成13年10月31日）及び簡易開示期間（平成13年11月1日から11月14日）終了後、平成13年11月に廃棄しており、本件個人情報を保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件個人情報の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消し、申請に係る全ての録音・文書を開示するとの決定を求める。
- (2) 請求に関わる文書は、異議申立てと裁判提訴により破棄してはならない文書に該当する。それを破棄を理由に開示しないのは、自らの規定違反である。また、裁判での証拠隠滅行為に当たり違法である。即刻開示されたい。

- (3) 横浜市行政文書取扱規程第 26 条決裁文書で事案処理の終了していないものは、その処理に支障のないよう確実に保管しておかなければならない。

事案処理の終了した文書は、行政文書管理規則第 11 条に定めるところによりファイリングし、又はファイリング以外の方法により整理するまで確実に保管しておかなければならない。

横浜市行政文書管理規則第 11 条課等の長は、事案処理の終了した文書（その保存期間が 1 年未満である文書を除く。）を、当該年度の終了後、次に定めるところにより、遅滞なく、整理し、及びファイリングしなければならない。同規則別表保存期間基準永年・・・6 特に重要な行政処分に関する文書、7 訴訟及び不服申立てに関する文書、11 職員の任用に関する特に重要な文書に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 本件個人情報について

申立人は、平成 13 年度横浜市公立学校教員採用候補者選考試験（以下「本件試験」という。）を受験しており、本件試験において申立人が解答した解答用紙及び申立人の面接試験の評定票に記録されている申立人の個人情報の開示を求めているものと認められる。

本件試験では、申立人は、第一次試験（特別選考）として指導案作成及び学校における課題解決等についての論述試験を受けており、第二次試験として論文試験、個人面接、模擬授業及び適性検査を受けている。

- (2) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、教員採用試験の解答用紙及び面接評定票については、教員採用試験に関する軽易な文書であり、運用上、保存期間は 1 年未満としており、本件試験の解答用紙及び面接評定票は、平成 13 年 11 月に廃棄しているため、本件個人情報を保有していないと主張している。

イ 当審査会は、本件個人情報の不存在について検討するため、平成 17 年 1 月 14 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件試験の解答用紙及び面接評定票については、得点を評定結果一覧に記録した後、最終結果発表後、簡易開示期間が終了する平成 13 年 11 月 14 日までは保存していたが、簡易開示期間終了後は不要となり、また、本件試験の準備のために借用していた部屋の引渡しと同時に保管場所がなくなることもあり、平成 13 年 11 月中に廃棄している。

(イ) 評定結果一覧は、受験者の合否についての判定資料として使用した後、廃棄している。

(ウ) 平成13年度行政文書分類表（課等別）では、教員採用試験に関する文書については保存期間が5年と定められている。教員採用試験の解答用紙及び面接評定票については、行政文書分類表に定められてはいなかったが、教員採用試験に関するその他の軽易な文書として保存期間1年未満の取扱いとしていた。

この取扱いについては、平成16年度の行政文書分類表において、保存期間1年未満の文書として教員採用試験に関するその他の軽易な書類を新たに設けた。

ウ 以上の実施機関の説明を受け、当審査会では、まず、教員採用試験の解答用紙及び面接評定票の保存期間を1年未満としていることの妥当性について検討した。

(ア) 横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号。以下「行政文書管理規則」という。）別表において、文書の保存期間の基準が定められており、職員の任用に関する文書の保存期間については重要度により永年から1年までの保存期間とすることとされている。また、保存期間1年未満については、会議等で受領した軽微な文書、局内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書、庶務に関する軽易な文書並びにその他前3項に準ずる文書と掲げられている。

(イ) 実施機関は、教員採用試験の解答用紙及び面接評定票については教員採用試験に関するその他軽易な文書として保存期間1年未満の取扱いとしていると説明しているが、教員採用試験に関する文書は、行政文書管理規則別表の職員の任用に関する文書に該当すると判断され、保存期間1年未満には該当する項目は存在しない。

(ウ) また、実施機関は、平成16年度から行政文書分類表に保存期間1年未満の文書として教員採用試験に関するその他の軽易な書類の項目を新設したと説明しているが、行政文書分類表は、行政文書管理規則第10条第4項の規定に基づき定められるものであり、行政文書管理規則に定める基準に従って定めなければならないものである。また、昨今、大学入学試験等における採点ミス等が問題となっていることなどを考慮すると、簡易開示期間終了後であっても、受験者からの問い合わせ等への対応のために、解答用紙等を一定の期間保存しておくことが適切であったと考えられる。

(イ) このように、実施機関が教員採用試験の解答用紙及び面接評定票の保存期間を

1年未満と取り扱っていたことは、行政文書管理規則に反し、不適切であったと考えられる。

エ 次に、本件試験の解答用紙及び面接評定票が廃棄されたことを確認できる資料が存在するか調査を行ったが、平成13年11月に廃棄したことを示すものは存在しなかった。

しかしながら、実施機関においては、教員採用試験の解答用紙及び面接評定票の保存期間を1年未満の取扱いと判断していたことは、その当否はともかく、平成16年度行政文書分類表に項目を新設したことから明らかであり、本件請求時点で本件試験の解答用紙及び面接評定票は廃棄されていたと考えることが適当である。

また、他に本件試験の解答用紙及び面接評定票が存在していると推測される事情も伺えないことから、本件個人情報が存在しないという点については実施機関の主張を認めざるを得なかった。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 15 年 11 月 25 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 15 年 12 月 15 日 (第 26 回第二部会) 平成 16 年 1 月 9 日 (第 26 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 16 年 3 月 19 日 (第 284 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 11 月 26 日 (第 50 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 12 月 10 日 (第 52 回第二部会)	・ 審議
平成 16 年 12 月 24 日 (第 53 回第二部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 1 月 14 日 (第 54 回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 17 年 1 月 21 日 (第 55 回第二部会)	・ 審議